

裁 決 書

審査請求人

[Redacted Name]
[Redacted Address]

処 分 庁

[Redacted Office Name] 所長

審査請求人が、平成24年4月23日付けで提起した生活保護法に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

- 処分庁が、平成24年2月23日付けで行った収入見込み認定決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成24年2月23日付けで

月半ばで月後半就労予定により、「就労状況調査票の労働条件」より判断し、ひと月あたりの平均就労日数10日の半分5日就労予定で、日給8,000円(5日×8,000円)の40,000円を就労収入の見込み金額を入力する旨伝える。認定額としては40,000円より基礎控除13,850円と特別控除4,000円を差し引いた22,150円が収入充当額とし計上している。

エ 平成24年3月7日、請求人来所。求職活動状況・収入申告書の提出あり。平成24年3月分就労収入見込み額(2月就労分、3月收入)については、交通費の欄に6,880円の記載があるのみ。実際の収入についての具体的な話はない。給料支給日が15日予定であり、給与収入後に明細添付し収入報告に来るものと考え、見込み認定はそのままとした。

オ その後、平成24年5月2日に至るまで、請求人より平成24年3月以降の就労収入について申告はなく、また、就労状況および病状の報告もない。

カ 請求人に対し、事前に十分指示・指導を行っており、書類の提出があれば保護変更を行うことはできる状態であった。

(3) 弁明書と同時に審査庁に提出のあった平成24年3月7日付け求職活動状況・収入申告書の「次回見込額 3月分」の「交通費・社会保険料等」には「6,880円」の記載があるものの、「働いた日数」及び「総収入」には何ら記載がないこと。

(4) 平成24年6月26日付けで、請求人が審査庁に提出した反論書には、以下の趣旨の内容があること。

ア 平成24年2月15日、処分庁に行き就労状況と体調不調を説明した。

風邪のため勤務できず、会社からは体調を直してから勤務するよう指示あり（病院関係に配送がある為風邪をひいての仕事は駄目）また研修期間中（10日以上勤務で正社員）であるために給与はせず、交通費は検討してるとの事を伝えた。

イ 平成24年3月7日、処分庁に行き、平成24年2月分の求職活動状況・収入申告書を提出、風邪は治っておらず働いていない、また交通費も貰えていなく困っている旨伝え、CWより交通費の請求を続けるように、また困っているなら仮払い（保護費の立替え？）もある旨教えていただいた。

保護決定通知書の収入充当額 \times 22,150.-は何かを聞くと、就労収入見込みである事を教えられた。

2 判断

(1) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8-2は、収入額の認定の原則として、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」と規定している。

(3) また、「生活保護手帳（別冊問答集）2011」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）第1篇第8の1の（問8の1）において、収入の実態がつかめない場合の取扱いとして、「書面による申告を関係資料を添えて行うよう法第27条に基づき文書で指示することになる。この場合、当該被保護者がどうしてもこれに従わないときは、保護の停廃止の措置を考慮し、これに従ったが申告内容に不審があるときは課第8の25（後記4）によることとなる。」としている。

(4) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知「以下「課長通知」という。）問8の25には、収入申告に不審がある場合の取扱いについて、「申告のあった収入が、被保護者の稼働能力、就労状況、当該地域の同種の業務についての賃金水準等の客観的事実にてらし不審があり、当該申告による収入額を基礎として認定を行うことは適当でないと判断される場合であって、当該被保護者及び関係先についてさらに調査を行った結果、なお、不審を解くに足る正当な理由及び立証に欠けると認められるときは、当該地域の同種の業務及び技能に対して支払われている賃金その他について綿密な調査を行い、これを基礎に推定した収入額をもって認定して差しつかえない。」と定められている。

(5) 「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）I-3-(3)には、「徴取した収入申告書の内容については、訪問調査（居宅・関係先等）、課税調査との突合、本人の能力、健康状態、就労状況、世帯事情、地域の慣行、地場賃金の水準を参考に検討し、その内容に不審のある場合又は申告額が同種の通常の収入額と考えられる額より、相当程度低いと判断される場合には、事業主等の関係先調査等を実施し、疑義を残したまま処理することのないようにする。」と定められている。

(6) 本件についてみると、前記第2の1の(1)ないし(3)の認定事実のとおり、処分庁は、請求人が提出した就労状況調査票により収入を推定し就労収入の見込み額を認定し本件認定決定を行ったが、その後、前記第2の1の(2)のエの認定事実のとおり、請求人から収入申告書の提出があったものの、交通費の欄の記載があるのみで実際の収入についての具体的な話が無いため本件認定決定を継続していたことが認められる。

(7) しかしながら、前記(3)ないし(5)のとおり、収入申告書に交通費の記載しかないように、収入の実態がつかめない場合や収入申告に不審がある場合は文書指導やさらには調査を行うべきところ、処分庁は事前に十分指示・指導を行っており、書類の提出があれば保護変更を行うことは可能であったと主張するが、前記第2の1の(4)のア及びイの認定事実のとおり請求人の申告した内容には記入箇所空欄がある等、内容に不備があるにもかかわらず、前記第2の1の(2)のエ及びカの認定事実のとおり、処分庁は請求人の更なる申告を待つばかりで十分な指導や調査を行ったとは認められず、処分庁の主張は失当である。

(8) したがって、本件認定決定は、理由に妥当性がなく調査検討が不十分な瑕疵ある処分といわざるを得ず、取り消すのが妥当であると判断する。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成24年8月6日

審査庁 大阪府知事 松井 一

